

発議第2号

産業廃棄物処理施設設置に反対する都市宣言に関する決議について

上記の議案を、別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年3月16日提出

(提出者)

厚生文教常任委員会

委員長 奥田 富代子

産業廃棄物処理施設設置に反対する都市宣言に関する決議

岩出市は、北部に緑豊かな和泉山脈が東西に連なり、南部には大台ヶ原を水源とする清流紀の川が東西に流れ、自然と景観に恵まれたまちである。

私たちは、貴重な財産であるかけがえのない自然を、より豊かで恵みのあるものとして、将来の世代へと継承していかなければならない。

また、北部には、国の重要文化財に指定された根来寺建造（8棟）や日本遺産の「葛城修験」などの文化遺産を活用し、ふるさと意識の高揚と観光振興に努めている。

産業廃棄物処理施設が設置された場合、市民の健康を害する恐れがあり、将来にわたり生活環境、自然環境への悪影響や全国的に知られている「根来寺」等の観光面への風評被害も危惧される。

本市は、「活力あふれるまち ふれあいのまち」を将来像に掲げ、豊かな自然環境や市民の安全・安心な生活環境を保全し、自然と共生するまちを目指している。

よって、本市議会は、将来にわたり不安を抱き続けることとなる産業廃棄物処理施設の設置に反対することを、ここに宣言する。

以上、決議する。

令和5年3月16日

和歌山県岩出市議会